

必スシモ一定スルコトヲ得サル可キ場合アリトノ願慮ニ因リ成ル可クト爲シタルニ外ナラス

(三) 受負工錢ニ付テハ就業人員一人ニ對スル一日ノ賃金ヲ以テ之ヲ定ム可ク其賃金ハ毎月十五日迄ニ前月分ノ支拂ヲ爲サシム可シ(第二十條)

(四) 器具器械及ヒ素品ノ豫納 器具器械及ヒ素品ハ遲滯ナク之ヲ豫納セシム可シ(第二十一條)

(五) 製品ハ指定ノ期間内ニ之ヲ引取ラシム可シ(同條)

(六) 作業ノ方法及ヒ取締ハ總テ監獄ノ法規及ヒ監獄官吏ノ指揮ニ從フ可ク決シテ受負者ヲシテ干與セシムルコトヲ得ス(第二十二條)

(七) 作業ノ休止又ハ契約ノ解除ヲ爲ス權利ノ留保 作業ノ休止又ハ契約ノ解除ハ契約ノ條項其モノニ明記シタル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得可キハ勿論其他民法ノ規定ニ依リ當事者ノ一方カ其債務ヲ履行セサルトキ相手方ハ相當ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シタルニ係ハラヌ其期間内ニ履行ナキトキ或ハ契約ノ性質又ハ當事者ノ意思表示ニ依リ一定ノ日時又ハ一定ノ期間内ニ履行ヲ爲スニ非サレハ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合

ニ於テ當事者ノ一方カ履行ヲ爲サスシテ其時期ヲ經過シタルトキ其契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得可シ故ニ作業ノ契約ニ關シテ特ニ法規ヲ要セサルモノ、如シト雖モ事苟クモ行刑ニ關シ其利害ハ私人間ニ於ケルト情狀ヲ異ニスルモノアルヲ以テ一般監獄ノ當局者ニ對シテ示ス可キ規準ヲ規定スル必要アリ當局者ニ契約締結ノ際作業ノ休止權及ヒ契約ノ解除權ヲ留保スヘキ場合ヲ示シ且之ヲ命シタル所以ナリ

(イ) 作業ノ休止權ヲ留保スヘキ事項 法令ノ結果天災事變傳染病流行其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テ作業ヲ休止スルコトアル可シトノ條項ヲ契約證書ニ明記スルコトヲ要ス(第二十三條)

(ロ) 左ノ場合ニ於テハ直ニ契約ノ解除ヲ爲スコトアル可シトノ條項ヲ契約證書ニ明記スルコトヲ要ス(第二十三條第二十四條)

- (1) 法令ノ結果天災事變傳染病流行其他已ムコトヲ得サル事由アルトキ
 - (2) 受負者死亡シ、隱居ヲ爲シ又ハ破産シタルトキ
 - (3) 受負者工錢ヲ支拂ハス其他契約上ノ義務ニ違背シタルトキ
- (八) 擔保 工錢ノ不拂其他違約ノ場合ニ對スル擔保トシテ少クトモ二箇月分

ノ工錢ニ相當スル金錢又ハ有價證券ヲ受負者ヨリ提供セシム可シ(第二十五條)

(九) 賠償 之ニ關シテ亦契約又ハ法律ノ規定ニ依リ當然其責任ノ有無ヲ決定シ得ラル可シ然レトモ作業ニ付キ行政上ノ必要ヨリ特ニ契約證書ニ明記ス可キモノヲ掲クルヲ要シタリ其一ハ監獄ニ於テ賠償ノ責ニ任セサル旨ヲ定メタルモノニ係ル第二十七條ニ曰ク「器具、器械、素品及ヒ製品ノ保管竝ニ仕事ノ瑕疵ニ付テハ總テ賠償ノ責任ヲ負フコトヲ得ス」ト其二ハ法律上ノ見解ニ於テハ賠償ト云フコトヲ得サルモ便宜茲ニ舉ク即チ第二十六條ニ曰ク「受負者ノ責ニ歸ス可キ事由ニ由リ休業シタルトキハ前日ト同額ノ工錢ヲ支拂ハシム可シ」ト

九 委託業ニ付テノ要件

- (一) 工錢ノ豫定 委託業ニ付テハ委託工錢ヲ豫定スルコトヲ要ス(第二十九條第一項)
- (二) 素品ノ提供 物品ノ製作又ハ修繕ヲ目的トスル委託業ニ付テハ素品ヲ委託者ヨリ提供セシムルコトヲ要ス但作業ニ附隨スル用品ハ監獄ニ於テ之ヲ

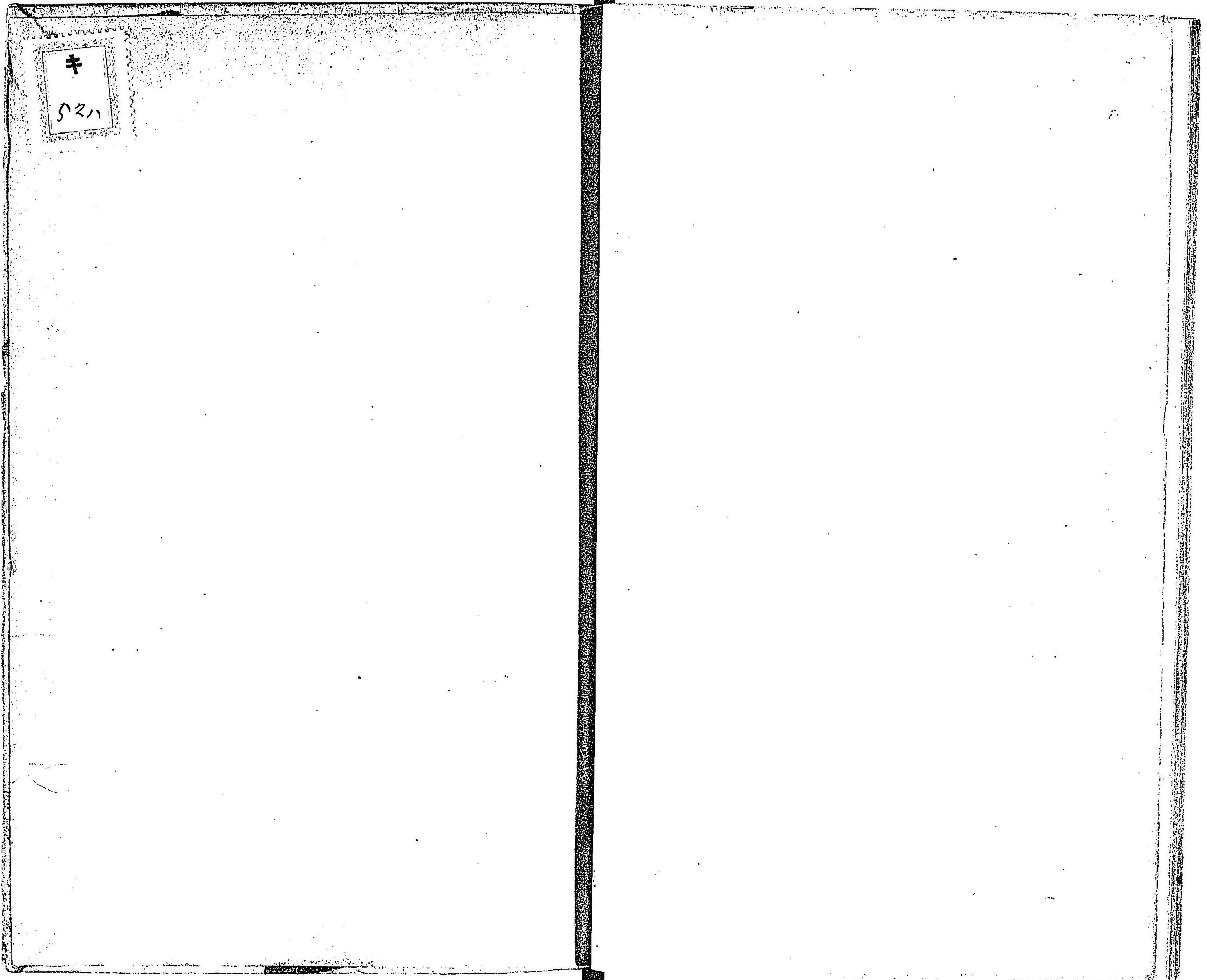
供給スルコトヲ妨ケス(同條第一項)

(三) 契約締結上ノ要件 委託契約ヲ締結スルニハ左ノ規定ニ準據シ其旨ヲ契約證書ニ明記スルコトヲ要ス(第三十條)

- (イ) 作業ノ方法及ヒ取締ハ總テ監獄ノ法規及ヒ監獄官吏ノ指揮ニ從ヒ受負者ヲシテ之ニ干與セシムルコトヲ得ス
- (ロ) 法令ノ結果、天災、事變、傳染病流行其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ付テハ作業ヲ休止シ又ハ直ニ契約ノ解除ヲ爲ス權利ヲ留保ス可シ
- (ハ) 器具、器械、素品及ヒ製品ノ保管竝ニ仕事ノ瑕疵ニ付テハ總テ賠償ノ責任ヲ負フコトヲ得ス

(四) 擔保ノ提供 委託契約ヲ締結スル際必要アリト認ムルトキハ委託者ヲシテ相當ノ擔保ヲ提供セシム可シ

監獄學 畢



✝
521



キ
52ハ

明治大學 明治 大正十五年 度
警察科 第一 學年 講義 錄

監獄學

三浦榮五郎

037253-000-6

キ-52ハ

監獄學

三浦 榮五郎 / 述

[M45?]

BBT-0061

